第九十一条の四十四の六			
法第二十三条の二の十の二第三項	法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の十の二第三項		
法第二十三条の二の十五第十五項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項		
第九十一条の四十四の七			
法第二十三条の二の十の二第一項	法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の十の二第一項		
第九十一条の四十四の十一第一項及び第二項			
法第二十三条の二の十の二第六項	法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の十の二第六項		
法第二十三条の二の五第十五項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項		
第九十一条の四十四の十二第六項	法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の十の二第六項		
第九十一条の四十四の十三第一項	法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の十の二第六項		
第九十一条の四十四の十三第三項	法第二十三条の二の五	（略）	
第九十一条の四十五第一項			
法第二十三条の二の九第一項	法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第一項		
法第二十三条の二の五第十二項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第十二項		
（略）	（略）	（略）	
第九十一条の四十六第一項			
法第二十三条の二の五第一項	法第二十三条の二の十七第一項	（略）	（略）

（新設）			
（新設）	（新設）		
（新設）	（新設）		
（新設）			
（新設）	（新設）		
（新設）	（新設）		
（新設）	（新設）		
（新設）	（新設）		
（新設）	（新設）	（略）	
第九十一条の四十五第一項			
（新設）	（新設）	法第二十三条の二の十九において準用する法第二十三条の二の九第一項	
（新設）	（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	
第九十一条の四十六第一項			
（略）	（略）	法第二十三条の二の五第一項	（略）
（略）	（略）	法第二十三条の二の十七第一項	（略）